

答 申 案 件 の 概 要

件 名	社会体育施設名称ファイルについての一部開示決定処分に対する異議申立て（情報公開・個人情報保護審査会答申第23号）						
経 緯	開示請求年月日	平成25年11月 1 日	異議申立年月日	平成26年 1 月 8 日	担 当 課	開 示 決 定 等	教育庁教育政策課
	開示決定等年月日	平成25年11月15日	諮 問 年 月 日	平成26年 2 月21日		異 議 申 立 て	教育庁教育政策課
対 象 行 政 文 書	社会体育施設名称ファイル						
本件処分の内容	<p>一部開示決定 (不開示部分) 次に掲げる部分（以下「本件情報」という。） 設置者（設置者の区分毎の番号）、管理運営者（管理運営者の区分毎の番号）、施設の名称、施設の所在地、電話番号、郵便番号 (不開示理由) 青森県情報公開条例（平成11年12月青森県条例第55号。以下「条例」という。）第7条第1号（法令秘情報）該当 統計法（平成19年法律第53号）第3条第4項、第40条第1項及び第41条第5号に該当し、公にすることができない情報のため。</p>						
異議申立ての趣旨	公立の施設に係る設置者、管理運営者、施設の名称、施設の所在地、電話番号及び郵便番号の各情報について開示することを求める。						
審査会の結論	青森県教育委員会（以下「実施機関」という。）は、異議申立ての対象となった一部開示決定処分において不開示とした部分のうち、設置者、管理運営者、施設の名称、施設の所在地、電話番号及び郵便番号を開示することが妥当である。						
審査会の判断要旨	<p><条例第7条第1号該当性について></p> <p>1 統計法の関係規定について</p> <p>(1) 統計法第40条第1項は、「その行った統計調査の目的以外の目的のために、当該統計調査に係る調査票情報を自ら利用し、又は提供してはならない」と規定し、調査票情報を当初の利用目的以外の目的で利用又は提供することを禁ずる旨定めている。</p> <p>また、同法第3条第4項は、「公的統計の作成に用いられた個人又は法人その他の団体に関する秘密は、保護されなければならない」と規定するとともに、同法第41条では、基幹統計調査に係る調査票情報等の取扱いに従事する当該地方公共団体の職員は、当該情報を取り扱う業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない旨定めている。</p> <p>よって、本件情報が条例第7条第1項に該当するかどうかは、本件情報を公にすることにより、同法第40条第1項の当初の利用目的以外の目的で利用又は提供してはならない旨の規定に反するかどうか、また、本件情報が同法第3条第4項及び第41条の「秘密」に該当するかどうかにより判断することとなる。</p> <p>(2) 統計法第40条第1項について</p> <p>ア 統計法第40条第1項は、被調査者の秘密保護及び調査客体の信頼、統計調査の真実性や正確性の確保について、調査票の使用法の観点から一段と慎重に規定したものである。</p> <p>統計調査に係る調査票は、当該調査の成果物である統計を作成する目的のために集められたものであり、被調査者が調査票に記入した時点で認識していた使用目的以外の目的で勝手に使用されることは、被調査者の信頼を裏切り、統計調査に対する協力を得られなくし、ひいては統計の真実性を阻害するので、同規定では、目的外使用を原則として禁止しているものと解される。</p> <p>イ しかし、統計調査に係る調査票に記載された情報であっても、既に他の制度等により公知であるもの又はこれに準ずるものが存在する場合、これらの情報を公にしたとしても、被調</p>						

査者の当該統計調査への信頼を損なうことがないものと認められるため、統計法第40条の趣旨、目的には反しないものと解される。

(3) 統計法第3条第4項及び統計法第41条について

ア 統計法第3条第4項は、公的統計の作成に用いられる個々の情報の取扱いに関する最も重要かつ基本的な考え方として、これら個々の情報の主体である個人又は法人その他の団体に関する秘密が守らなければならない旨を定めたものである。

イ 統計法第41条は、統計を作成するために集められた情報に係る秘密を保護し、公的統計制度に対する国民の信頼確保の実効性を担保するため、調査票情報等の取扱いに関する業務に従事する者又は従事していた者について、守秘義務を課すことを定めたものである。

ウ 両条における「秘密」は同一の定義であると解される所、「秘密」とは、一般に知られていない事実であって他に知られないことについて相当の利益を有するもの、すなわち、非公知性及び秘匿の必要性の二つの要素を具備しているものをいう（総務省政策統括官（統計基準担当）「逐条解説 統計法」）。

2 上記(2)及び(3)を踏まえ、本件情報が条例第7条第1号に該当するかどうか検討する。

(1) 本件情報は、地方公共団体が設置者となっている施設に関する情報が記載されているものであり、すべて公立の施設に関する情報であると認められる。

(2) これら公立の施設の名称、所在地、電話番号及び郵便番号は、一般に公にされている情報である。さらに、地方公共団体が設置者である以上、設置者及び管理運営者についても、少なくともそれぞれの区分は、本来的に公にすべき情報というべきである。よって、これらの情報は、非公知性及び秘匿の必要性が認められず、統計法に定める「秘密」に該当しない。

(3) 以上からすれば、本件情報を公にしたとしても、今後、統計調査に対する被調査者からの理解や協力が得にくくなり、統計の真実性が害されるおそれが生じるといった事態は、全く予測できない。

(4) 従って、本件情報は、統計法第3条第4項及び第41条の「秘密」に該当せず、これを公にしても、統計法第40条の規定の趣旨、目的に反しないものと認められる。

(5) 以上から、本件情報は、条例第7条第1号に該当しない。

<結論>

以上のとおり、本件情報は条例第7条第1号に該当せず、当該情報を開示することが妥当である。